



## お酒との上手な付き合い方



ここでいうお酒とは、アルコール飲料全てを指します。アルコール飲料には、ビール、日本酒、焼酎、ウイスキー、ワイン、缶酎ハイなどがありますが、それぞれによってアルコール含有量は異なりますので、いくつかを一緒に飲むときは酒量を過ぎないように注意が必要です。

アルコールの量は単位で表しますが、一般的には、2単位までのお酒が健康的な飲み方とされています。ビールでいえば中瓶1本が1単位、日本酒は1合が1単位ですから、それぞれその倍ぐらいまではよいということになります。

しかし「飲み会」などでは、アルコールの種類も多く出るので、ついこれをオーバーしやすいので注意しましょう。「飲み会」の心得としては、①ノンアルコール飲料を必ず用意する②飲酒の強要やイッキ飲みを行わない③飲酒運転者が出ないように注意。飲ませた人も同罪④酔いつぶれた人を絶対に1人にならないなどです。自分だけでなく同行者とも確認しましょう。

この中で特に危険なのは、「イッキ飲み」です。お酒をイッキ飲むと、血液中のアルコール濃度が急激に上昇しますが、酔いの症状が出るのは30分後で、さらに脳でのアルコール濃度が最高に達するまでの時間は30〜60分かかります。そのため、イッキ飲みをした直後は平気でも、いつの間にか致死量を超えてしまい、呼吸まひを起して急性アルコール中毒で死亡することになります。

その他、アルコールは長期的に見ると、脳卒中や肝硬変を起す率が高くなります。毎日飲む方は週に2日は休肝日を設けることをお勧めします。

## トラブル

### 対策講座

#### 「プロ向けファンド」を販売する業者に「ご注意」

高齢者にプロ向けファンドが販売され、被害が発生しています。

**【事例】**「今話題の太陽光発電事業に投資するファンドに出資しないか」と見知らぬ業者が突然自宅を訪問してきた。「このファンドに投資すれば4カ月に1度配当が受け取れる。年利8%は確実だ。当社は金融庁に届け出をしている適格機関投資家等特例業務届出業者なので信用してほしい」などと言われた。ファンドの内容はよく分からなかったが、金融庁への届け出があるなら安心だと思い、百万円を出資した。当初は配当金を受け取れたが、最近は入金がない。解約したい(80歳女性)。

投資家から資金を集め、それを元に投資・事業を行い、生じた利益を分配するファンドを取り扱う業者は金融庁への「登録」が義務付



けられています。しかし、1人以上のプロの投資家(証券会社、銀行など)と49人以下の一般投資家を相手とする「適格機関投資家等特例業務」(いわゆるプロ向けファンド)は金融庁への「届出」だけでなく、規制が大幅に緩和されています。一部の悪質業者がこの制度を悪用し、投資経験の乏しい高齢者などにプロ向けファンドを販売してトラブルを起しています。

消費者が誤認して契約した場合には、契約を取り消すことができず。しかし、おかしいと気付いたときには業者とは連絡が取れないなど、被害回復は難しいのが実情です。届出業者だからといって安心はできません。

プロ向けファンドは一般の消費者が投資するには向かない商品です。取引内容が理解できない場合には契約しないよう十分に注意しましょう。